

## 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応等について

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）のとおり、令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症患者は、法律に基づく外出自粛は求められず、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられるが、その際に参考にする情報として以下のとおり周知する。

### 1 外出を控えることが推奨される期間

新型コロナウイルス感染症の発症後5日間は、他人に感染させるリスクが特に高いことから、発症日を0日目として5日間は、休暇、テレワーク等により外出を控えることが推奨される（この5日間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底する。）。

さらに、5日目に症状が続いている場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨される。なお、症状が重い場合は、医師に相談することが推奨される。

### 2 周りの方への配慮

新型コロナウイルス感染症の発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用や、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮する。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がける。

### 3 濃厚接触者の取扱い

一般に保健所による新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の特定は行われず、また、濃厚接触者として感染症法に基づく外出自粛は求められないことから、職場内においても濃厚接触者の特定や外出自粛を求めない。

### 4 家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

職員の家族や同居人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、まず、可能であれば部屋を分け、感染した家族等の世話をできるだけ限られた者で行うことにして注意する。

その上で、外出する場合は、発症日を0日として、特に5日間は職員自身の体調に注意する（7日目までは発症する可能性があることに留意する）。この間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をする。

### 5 その他

本通知の発出後、厚生労働省等の関係機関による新型コロナウイルス感染症に関する資料の改定及び新たな知見の公表があった場合はこれに留意し、その趣旨を適時適切に反映させて対応する。